令和3年度 静岡県本人確認情報保護審議会会議録

日 時 令和3年7月5日(月) 午前10時30分~11時45分 場 所 県庁別館2階 第3会議室B

◆ 出席者

審議会委員

麻生 絵美 弁護士

大竹 祥泰 静岡市葵区役所戸籍住民課長

下位 桂子 NPO 法人静岡県男女共同参画センター交流会議代表理事

高橋 正人 静岡大学人文社会科学部准教授

西垣 正勝 静岡大学創造科学技術大学院自然科学系教育部教授 (敬称略、五十音順)

事務局

山田地域振興局長、山岸市町行財政課長 デジタル戦略課 漆畑主任 電子県庁課 杉山主事 市町行財政課 太田行政班長、大間主任、相川主任 高校教育課 西川主任

◆ 議事

審議事項

- ・住民基本台帳ネットワークシステムの独自利用条例の改正について 報告事項
 - ・住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について
 - ・社会保障・税番号(マイナンバー)制度の運用状況について

◆ 配付資料

次第、静岡県本人確認情報保護審議会委員名簿、会場配置図

審議事項 住民基本台帳ネットワークシステムの独自利用条例の改正について

報告事項 住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について

報告事項 社会保障・税番号(マイナンバー)制度の運用状況について

参考資料 1 住民基本台帳法(抜粋)

参考資料 2 静岡県本人確認情報保護審議会条例

参考資料3 本人確認情報の保護に関する審議会の権限等について

発言者	発言要旨
【開会】	
〇山岸課長	ただいまから静岡県本人確認情報保護審議会を開催します。
	私は、本日の司会を務めます、市町行財政課長の山岸でござい
	ます。よろしくお願いいたします。
	開会に当たりまして、山田地域振興局長から挨拶申し上げます。
【挨拶】	
〇山田局長	おはようございます。地域振興局長の山田でございます。
	皆様方におかれましては、大変お忙しい中、静岡県本人確認情
	報保護審議会に御出席を賜りまして、本当にありがとうございま
	す。週末に起こりました熱海市の土石流災害での救助が続く中で、
	落ち着かない状況下ではございますけれども、静岡県本人確認情
	報保護審議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。
	住基ネットにおきましては、平成 14 年 8 月の稼働以来、これま
	で 19 年という時間が経過いたしました。当初に心配された大きな
	トラブルもなく、安定した運用を続けておりまして、国等の行政
	機関において利用されているほか、県においても、住基法が定め
	た39の事務のほかに、条例で定めた33の事務において利活用が
	なされているところであります。
	一方、マイナンバー制度につきましては、平成 29 年 11 月にマ
	イナンバーを介した情報連携の本格運用が開始され、行政機関に
	提出していた課税証明等の添付書類の省略が可能となっておりま
	す。住基ネット、そしてマイナンバー、この二つのシステムが、
	行政のデジタル化を推進する上で非常に重要な基盤となっている
	という状況下にございます。
	そうした中で、去る5月19日に、押印手続きの見直し、そして、
	個人情報の扱いを一元化するための「デジタル社会の形成を図る
	ための関係法律の整備に関する法律」が公布されまして、住民サ
	ービスの向上や各市町の事務の効率化が期待されているところで
	ございます。
	また、併せて自治体ごとに異なる行政システムの統一を推進す
	るための「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」も
	公布されまして、デジタル社会の形成に向けて大きな転換期を迎
	える中で、この二つのシステムの重要性がこれまで以上に増して
	いるところでございます。
	本日の本人確認情報保護審議会でございますけれども、本県で
	/ ア・ロ・// プトロース/ア・マン・ロース カー・ロー・カー・フィック し、 子介 へ

は、「静岡県公立高等学校等専攻科修学支援金等支給事務」等におきまして、新たにマイナンバーの利用を可能とするための番号利用条例の改正を予定しているところでございます。これに併せて、その事務において住基ネットの利用を可能とするために、住基ネット独自利用条例の改正を予定しております。そうしたことから、本日の審議事項といたしまして、住基ネット独自利用条例について、知事から諮問する審議会の御意見を頂戴したいということでございます。

最後になりますけれども、先ほど申し上げましたようなデジタル社会の推進の中で、マイナンバーそして住基ネットの情報セキュリティ対策は、その強靱化が求められているところでございます。この本人確認情報の取扱いに万全を期するために、委員の皆様方のお力をより一層頂戴いたしまして、これを進めて参りたいと思っているところでございます。本日は、御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

【局長退席】

〇山岸課長

山田地域振興局長は、この後、他の公務が入っておりますので、 ここで退席させていただきます。

【委員紹介】

〇山岸課長

本日の審議会ですが、昨年の8月に委員会の委員が改選されて、 初めての審議会でございます。そのため、最初に委員の皆様をお 一人ずつ、御紹介いたします。静岡県本人確認情報保護審議会委 員名簿を御覧ください。

弁護士の麻生絵美委員です。

静岡市葵区役所戸籍住民課長の大竹祥泰委員です。

NPO 法人静岡県男女共同参画センター交流会議代表理事の下位 桂子委員です。

静岡大学人文社会科学部准教授の高橋正人委員です。

静岡大学創造科学技術大学院自然科学系教育部教授の西垣正勝 委員です。

以上、任期は令和2年8月5日から令和4年8月4日までの2 年間となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【会長選出】

〇山岸課長

続きまして、会長の選出でございます。

会長の選出につきまして、御説明いたします。参考資料 2 を御覧ください。

静岡県本人確認情報保護審議会条例の第3条第1項の規定によりまして、当審議会に会長を置くこととされており、また、同条第2項の規定により、会長は委員の互選により定めることとされております。そのため、自薦若しくは、どなたか、御推薦をいただけませんでしょうか。

〇大竹委員

麻生委員を会長に推薦したいと思います。皆様いかがでしょう か。

〇山岸課長

麻生委員を会長にということで、御推薦をいただきましたが、 皆様、よろしいでしょうか。

〇委員一同

異議無し。

〇山岸課長

それでは、麻生委員に会長をお願いしたいと思います。会長席 にお移りいただきますようお願いいたします。

続きまして、会長職務代理者の指名について御説明をいたしま す。

【会長職務代理者

指名】

〇山岸課長

同じく、先ほどの審議会条例の第3条第4項に会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理するという規定がございます。会長から会長職務代理者の指名をお願いします。

〇麻生会長

それでは、西垣委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

〇西垣委員

承ります。

〇山岸課長

それでは、西垣委員にお願いいたします。

会長及び会長職務代理者が決まりましたので、会長から一言、 御挨拶をいただければと思います。

また、以後の議事の進行は会長にお願いをいたします。

【会長挨拶】

〇麻生会長

ただいま、会長に御指名いただきました麻生です。改めてよろ しくお願いいたします。

先ほど、局長からの御挨拶の中にありましたけれども、住基ネットやマイナンバー制度は、劇的に動いており、重要性を増してきているときだと実感がございます。そうした中で、このような審議会の会長をさせていただくということで、身に余るところがあります。この審議会は、委員の皆さんも小人数ですので、その分、皆さんの忌憚のない御意見や感想でも結構ですので、多くの発言をいただけたら、ありがたいなと思っております。皆様よろしくお願いいたします。

【議事】

〇麻生会長

ただいまから、議事に入ります。

この会議及び会議録につきましては、原則公開することとしております。ただし、本人確認情報及び本人確認情報の電子計算機処理については、情報が公になった場合、システムに対して不正行為を働こうとしている者に対して、有利な情報になることがあるため、職員に対しては、秘密保持義務が課せられております。委員からの質問に対しまして、事務局から秘密保持義務に抵触するおそれのある内容を説明しなければならないという場合が予想されます。本審議会は、原則公開としておりますが、秘密を保持する必要がある場合には、事務局から審議会に対し、会議を一時的に非公開とするように提案し、その際には公開非公開を決定することとします。

本日でございますが、会議の傍聴を希望されている方がおられるということですので、これから入室したいただくようにします。 事務局はよろしくお願いします。

-事務局先導により、傍聴者入室-

〇麻生会長

それでは、議事(1)の審議事項「住民基本台帳ネットワーク システムの独自利用条例の改正について」事務局から説明をお願 いします。

【審議事項】

〇事務局

それでは、御説明します。はじめに、審議事項の資料の1ページを御覧ください。住民基本台帳法第30条の15第2項第2号に基づきまして、次の2事務、1の静岡県公立高等学校等専攻科修学支援金事務及び2の静岡県公立高等学校等専攻科奨学給付金事務において、県知事が保有する本人確認情報を県教育委員会に提供したいので、同法第30条の40第2項の規定により諮問いたします。

それでは、内容について御説明しますので、資料の2ページを御覧ください。

本県では、令和2年7月の審議会以来となりますが、本県独自にマイナンバーを利用することができる事務の追加を検討しております。具体的には、本年の県議会9月定例会におきまして、マイナンバー独自利用条例の改正を行う予定でありますが、これに伴い、新たに追加する事務におきまして、住基ネットの利用を可能とする必要があることから、この事務をいわゆる住基ネット独自利用条例に追加するものでございます。

住基ネットの概要やマイナンバーとの関連につきましては、後ほ ど御説明させていただきます。

「1概要」の表を御覧ください。まず、追加事務の対象となる公立高等学校等専攻科とは、通常課程を卒業後、特別な資格取得を目的とした修業年限が1年以上の課程のことです。県内では、静岡県が設置した公立高等学校等専攻科は、焼津水産高等学校のみで、2学年の定員は30名となります。

今回追加する事務は、①「静岡県公立高等学校等専攻科修学支援金事務」、②「静岡県公立高等学校等専攻科奨学給付金事務」の2事務となります。①「静岡県公立高等学校等専攻科修学支援金事務」は、公立高等学校等専攻科における、一定の所得世帯の生徒に対して、授業料に相当する額を支給するものです。②「静岡県公立高等学校等専攻科奨学給付金事務」は、公立高等学校等専攻科における、一定の所得世帯の生徒の保護者に対して、授業料以外の教育に必要な経費を支給するものとなります。

まず、これらの事務をマイナンバー独自利用条例に追加を検討するに至った経緯について、簡単に説明させていただきます。3ページを御覧ください。中段の表をもとに御説明いたしますと、静岡県公立高等学校等専攻科の生徒への修学支援制度の概要といたしましては、先ほど説明しました「修学支援金」と「奨学給付金」により支援をする仕組みとしております。

この制度において、県では、世帯の年収を確認して、該当する申

請者に修学支援金及び奨学給付金を支給することとなります。例えば、下段の表をもとに御説明いたしますと、世帯年収の目安額が270万円未満であれば、「修学支援金」の118,800円と「奨学給付金」の48,500円の合計167,300円が県から支給され、世帯年収が270万円以上、380万円未満の場合は、「修学支援金」が1/2補助となり、「奨学給付金」は支給条件を満たさないため、59,400円の支給となります。この時、県において、世帯年収を確認しなければなりませんので、マイナンバーを利用して情報連携を行うこととなります。ここで、3ページ上段のイメージ図を御覧ください。マイナンバーを利用しない場合、申請者は課税証明書等を市町役場から交付を受けて添付する必要がありますが、独自利用事務でマイナンバーを利用できる場合は、情報連携を行うことで、課税証明書等の添付が不要となります。

次に住基ネット利用の効果につきまして説明いたします。資料は 2ページ3(1)にお戻りください。マイナンバー制度では、マイ ナンバーの利用時には、本人確認措置の実施が義務づけられており ます。本人確認は、申請者本人がマイナンバーカード、通知カード、 マイナンバーが記載された住民票の写しを提示することを原則と しております。実際の事務の流れとしては、学校を経由して、申請 書が県教育委員会に提出されることから、審査を行う県教育委員会 では、全ての生徒の保護者本人と対面して、直接確認することが困 難なため、住基ネットを利用することで円滑な事務処理が可能とな るものです。マイナンバー利用の効果ですが、マイナンバー制度に おける情報連携により、県において課税情報等を入手できますの で、今回追加の2事務においては、年間20件程度の申請を想定し ておりまして、世帯年収を算定するためその両親の分の課税証明書 等の提出が省略可能となり、県民にとっては、申請の手間や発行手 数料の負担が軽減され、行政側にとっては、大幅な事務の効率化が 図られることとなります。住基ネット独自利用条例へ追加を予定し ております事務の概要は以上となります。

続いて資料4ページ、別紙1を御覧ください。皆様御承知のとおりですが、住基ネットの概要やマイナンバーとの関連につきまして、御説明させていただきます。

「1概要」に記載のとおり、住民基本台帳ネットワークシステム、いわゆる住基ネットは、全国の市町村が管理する住民基本台帳の情報のうち、氏名、住所、性別、生年月日、マイナンバー及び住民票コードで構成する本人確認情報を専用の通信回線で結んだネットワークシステムでありまして、平成14年から稼働しています。

なお、マイナンバーは平成27年10月から本人確認情報に新たに追加されました。都道府県知事は、住民基本台帳法で定められた事務及び条例で定める事務については、住民票の写しの添付や現況届等に代えて、住基ネットを利用して市町村の区域を超えた本人確認事務を行うことが可能となっております。

続いて、「2本県における住基ネット利用事務」について御説明いたします。本県では、住民基本台帳法に規定された69の法定事務、このうち、本県において利用しているのは、39事務であります。それに加え、住基法に基づき制定した住基ネット独自利用条例により、現在33の事務において、本県独自に住基ネットを利用しているところです。この独自利用事務につきましては、平成26年から令和2年にかけて、県民の負担軽減及び行政の効率化を図るため、本審議会にお諮りした上で、追加したところです。なお、現在の法定事務につきましては、資料の7、8ページの別紙2に、また、独自利用事務につきましては、9ページの別紙3にお示ししておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

4ページにお戻りください。続いて「3マイナンバー利用事務における本人確認措置」についてです。今回の追加事務は、マイナンバー制度の改正に関連してのものとなります。マイナンバーにつきましては、住基ネットと同様に個人情報保護等の観点から利用が厳格に制限されており、番号利用法で定められた事務及び条例で定める事務においてのみ、個人情報を効率的に検索し、管理するために必要な限度で利用することができるとされています。また、マイナンバー利用事務では、番号利用法に基づき、事務の対象となる方のマイナンバーと本人確認が義務付けられております。

5ページを御覧ください。マイナンバーの確認は、囲みの中の①に記載のとおり、本人からのマイナンバーカード又は通知カード若しくはマイナンバーが記載された住民票の写しの提示による確認を原則としておりますが、今回のように申請者本人と直接、本人確認を行うことが困難な場合には、②に記載のとおり、住基ネットによる本人確認が可能とされております。このように、番号利用法に定められたマイナンバー利用事務については、住基ネットを利用できる事務として住民基本台帳法にも規定されているところです。このため、先ほど御説明しましたとおり、番号利用法に基づく条例に、本県独自にマイナンバーを利用することができる事務を定めることを検討していることから、この本県独自の事務を住基ネット独自利用条例にも規定するものであります。

資料 10 ページ、別紙 4 を御覧ください。下段は、マイナンバー

を利用した個人情報の検索と、住基ネットを利用した本人確認のイメージ図となります。まず、マイナンバー利用のイメージですが、図の中央の本県のマイナンバー利用事務の視点で見ますと、対象事務の処理に必要な課税情報等の個人情報について、マイナンバーをもとに図の右側の「情報提供ネットワーク」を通じて、国や他の地方公共団体等の間で、情報のやりとりをすることとなります。このやりとりを「情報連携」とよびます。また、マイナンバーを利用する事務においては、本人確認が求められておりますので、図の左側の「住基ネット」を利用して本人確認を行うこととされているものです。

続きまして、県民意見募集手続、いわゆるパブリックコメントについてでありますが、本日の審議会に先立ち、6月1日から6月30日までの30日間実施いたしました。結果は11ページにございます。県民の皆様からの御意見はございませんでしたので、御報告させていただきます。

今回、住基ネット独自利用条例への追加を検討している事務の概要につきましては、以上となります。それでは、御審議のほどよろしくお願いいたします。

【質疑応答】

〇麻生会長

ありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、審議に入りたいと思います。各委員の皆様から、質問でも良いので御意見等ございましたら、挙手の上、発言をお願いいたします。

〇高橋委員

審議会の事務の範囲についてですが、住基ネット独自利用条例の 改正の審議ということですが、マイナンバー利用条例の改正は、審 議の対象に入っているのでしょうか。また、パブリックコメントに ついては、今回意見が無かったということですが、例年も同様に、 意見は、ほとんど無いというような状況なのでしょうか。この2点 を伺いたいと思います。

〇山岸課長

高橋委員からの御質問にありましたように、マイナンバー利用条例の改正と住基ネット独自利用条例の改正の二つがございますけれども、マイナンバーの利用については、本審議会の対象外ということでございます。あくまで、本審議会は、住基ネットにおける本人確認情報の提供について、知事からの諮問に対して意見をいただくという、住民基本台帳法の規定となっております。パブコメの全

体の状況でございますけれでも、県では、県民の方に影響するような条例改正等を行う場合には、必ず意見募集をするということでやらせていただいております。大概の場合は、条例改正の趣旨が県民の皆様の利便性の向上に寄与するような改正が多くございますので、そういう場合には、こういう条例改正にしていただいてありがとうというような、御意見をいただくこともございますけれども、反対というような意見は、ほとんど無く、あっても数件、無い場合が非常に多いということです。パブリックコメントについては、以上でございます。

〇麻生会長

ありがとうございます。高橋委員よろしいでしょうか。

〇高橋委員

はい。

〇麻生会長

今回対象となる修学支援金と奨学給付金の制度自体が新設されたものなのか、従前からあったけれども住基ネットを使用してこなかったのか、どちらになるのでしょうか。

〇事務局

こちらの制度につきましては、専攻科以外の制度においては、従前からございました。今回の専攻科に係る修学支援制度につきましては、令和2年度に国で制度が創設されたことに伴いまして、今回、住基ネットが使えるように条例に追加させていただきたいということでございます。

〇麻生会長

ありがとうございます。よく分かりました。 他には、ございますか。

〇下位委員

保護者の立場になると、簡素化というのは大事で、パブリックコメントの意見は無かったようですが、専門的な知識がない保護者もいると思うので、このように簡素化されると助かるのではないかと思います。焼津水産高等学校の専攻科は、2年間の専門的な高等学校ですけれども、漁業というところに次世代の子供たちが学ぶということで、これを利用して生徒が増えるといいなと思いました。

〇麻生会長

そうですね。ありがとうございます。 他はよろしいですか。

〇大竹委員

意見ですけれども、先ほど下位委員がおっしゃったように申請する生徒や保護者の負担軽減になるということで、非常によろしいのではないかと思います。前回の審議会においても、パブコメが2件程あったと記憶しておりますけれども、肯定的な意見でありました。今回も同様の内容でございまして、高等学校等就学支援金事務、それから高等学校等奨学給付金事務といった制度が従前の制度としてございますので、専攻科なのかそうでないのかという違い程度のものであると私は考えております。類似の案件でありますから、こういったものは、積極的に承認していって良いのかなというように思いました。以上です。

〇麻生会長

ありがとうございます。

賛成の意見が多く、反対の意見は、特にございませんので、本審議会の答申について、最後にお諮りしたいと思います。審議事項の資料の一番最後の12ページを御覧ください。こちらに答申案をつけておりますけれども、今、審議いただいた二つの事務について、住基ネット独自利用条例を改正し、県において、本人確認情報を利用することについて、特段の異議は無いものとして、知事へ答申するということで、よろしいでしょうか。

〇委員一同

異議無し。

〇麻生会長

ありがとうございます。

それでは、審議事項は、以上で終わりにさせていただきたいと 思います。

【報告事項】

〇麻生会長

議事の(2)に移ります。報告事項です。「住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について」及び「社会保障・税番号(マイナンバー)制度の運用状況について」事務局から説明をお願いします。

○事務局

(住基ネット)

それでは、引き続き事務局から御説明させていただきます。

お手元の報告事項「住民基本台帳ネットワークシステムの運用 状況について」に基づき御報告いたします。

2ページを御覧ください。先ほど、御説明しましたように、住 基ネットとは、本人確認情報を全国で利用できる仕組みを地方自 治体共同の全国統一システムとして構築したものです。 住基法又は条例で定められた行政事務の際に、知事が保有するこれらの本人確認情報を利用することで、住民票の写し等の添付が省略可能となります。このため、住民の方にとっては住民票の写し等の書類を入手する手間や発行手数料が不要になるなどのメリットがございます。このほか、マイナンバー利用事務においては、住基ネットを利用してマイナンバーの確認が可能となっております。

続いて3ページを御覧ください。「住基ネットの構成」についてです。住基ネットは、左側の図にありますとおり、市町村、都道府県ネットワーク、全国ネットワークから構成されております。本システムのもととなる情報は、市町村で調製する住民票であり、市町村において本人確認情報を住基ネットに通知してもらうことで、県サーバ、全国サーバに情報が保存されることになります。

続いて4ページを御覧ください。こちらは、「本人確認情報の提供・利用実績」です。上段は、令和元年度における全国の実績、下段は令和2年度の静岡県の実績となっております。本県では、県税の賦課徴収業務を行う財務事務所や建設業許可業務等を行う土木事務所等、出先機関を含む58の所属において、行政事務に必要な本人確認情報の利用及び教育委員会等の知事部局以外の組織への提供を行っております。昨年度の実績は、下段の表にありますとおり、法令事務で160,929件、条例事務で2,830件となっております。

法令及び条例事務においてそれぞれ利用件数が減っておりますが、これは、新型コロナウイルス感染症による影響で、通常は毎年更新手続きが必要となる特定医療費受給者証の更新を自動更新で対応したことや、介護支援専門員資格取得に必要な法定研修が延期や中止となり、資格の有効期限の延長で対応したことなどの特例措置によるものです。

続いて5ページを御覧ください。「マイナンバーカード及び住民 基本台帳カードを利用したコンビニ交付の拡大」についてです。 マイナンバーカードや住基カードを用いて、コンビニ等に設置さ れているキオスク端末において、住民票の写し等の証明書類を受 け取ることができるサービスとなっております。マイナンバーカードの交付開始に伴い、年々増加傾向であり、県内では30市町が 導入しております。また、本年6月7日現在では、全国で852団 体が本サービスを導入しております。

6ページを御覧ください。「県における本人確認情報に関する保護対策」として、本県の取組について御説明します。まず、職員

研修といたしまして、①新年度研修を例年実施しています。今年は、4月中旬に県内6会場で開催し、198名が参加いたしました。今年は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、全体研修は、新規で住基ネットを使用する者及び各所属の業務管理者等のみに限定し、密とならないよう配慮し実施しました。継続利用者につきましては、各所属において業務管理者等が研修を実施することとしており、利用者全員への研修は実施されております。②住基ネット担当者研修会は、市町住基ネット担当者を対象としたもので、総務省及び地方公共団体情報システム機構と共催し、集合形式での開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、動画視聴形式に変更し、6月に開催しました。③セキュリティ研修は、市町住基ネット担当者を対象に12月に開催予定です。

続いて7ページは「県の所属を対象とした内部監査」についてです。県セキュリティ要綱に基づき、年1回、県内の住基ネット利用所属全てを対象に監査を実施しております。毎年度設定しております重点項目事項のほか、操作履歴等について必ず確認するとともに、目的外検索を行わないよう指導しております。

最後に8ページを御覧ください。保護対策の3つ目といたしまして、市町を対象に実施する自己点検があります。これは、総務省が配布する「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査表」に基づき、全市町を対象に実施しております。点検方法は、自らが1~3点で評価する内容となっており、自己点検の結果につきましては、例年抽出によりヒアリングを実施するほか、実際に市町役場に伺い、現地にて自己点検の内容確認を行っています。以上で住基ネットに関する報告事項の説明を終わります。

〇事務局 (マイナンバー)

引き続き、マイナンバー制度の運用状況につきまして、御報告いたします。お手元の報告事項「社会保障・税番号(マイナンバー)制度の運用状況について」を御覧ください。

まず、2ページは住基ネットとマイナンバー制度の関連性を図で示しております。マイナンバー制度は、住基ネットが保有する本人確認情報以外の情報、具体的には、税情報や社会保障関連情報等について、マイナンバーをキーとしてやりとりする制度であり、住基ネットとマイナンバー制度が密接に関連して利便性の高い行政サービスの実現を目指しております。

3ページを御覧ください。通知カードとマイナンバーカードの

概要です。通知カードにつきましては、令和2年5月25日より交付が廃止されました。ただし、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致しているときは、引き続き通知カードを個人番号の確認書類として使用可能です。なお、現在は、個人番号を新しく指定した場合、「個人番号通知書」により通知することになっております。「個人番号通知書」は、通知カードと異なり、個人番号の確認書類として使用することができません。

一方、マイナンバーカードは、写真付きのプラスチックカードであり、一般の身分証明書として使用可能です。初回交付は無料であり、20歳以上の方の有効期限は10年となっております。

続いて4ページから6ページは、マイナンバーカードの交付状況です。マイナンバーカードについて、政府は、令和4年度末までにほどんどの住民が保有することを目標としております。その上で、全国の交付率は、4ページ右上に丸で囲んでありますとおり、令和3年6月1日時点で、31.8%になっております。5ページは、都道府県別の交付率一覧です。静岡県は左列中段のとおり、32.7%と全国平均を上回り、第12位となっています。続いて、6ページは、県内市町別の交付率一覧です。

7ページを御覧ください。こちらは、平成29年11月から本格運用が開始されたマイナンバー制度における「情報連携」の概要となっております。「情報連携」とは、先ほども御説明いたしましたけれども、各種手続の際に住民が行政機関等に提出する住民票の写しや課税証明書等を省略可能とするため、法律に基づき、異なる行政機関等の間で専用のネットワークシステムを用いた個人情報のやり取りを行うことです。平成29年11月13日から本格運用が開始され様々な行政手続で書類の省略が可能となりました。

続いて8ページは、情報連携の仕組みを表した図となっております。まず、左下の点線枠内にある住基ネットが保有する住民票コードをもとに符号が生成されます。なお、この符号は同一人であっても、情報保有機関Aではa、情報保有機関Bではb、静岡県ではcといったように、機関ごとで異なったものとなり、情報提供ネットワークシステムを介することで異なる符号同士を紐づける仕組みとなっております。情報連携においては、マイナンバーを直接用いず、この符号を利用することで、万が一マイナンバーや符号が漏えいした場合でも、芋づる式の情報漏えいを防止しています。

続いて9ページは、マイナンバー制度導入後のロードマップと

なっております。本資料のポイントとしましては、中段、マイナンバーカードの列にありますとおり、令和2年9月からマイナポイント事業が開始されるとともに、令和3年10月までには、マイナンバーカードの健康保険証としての本格運用の開始が予定されております。なお、両事業の詳細は、後述します。

また、下段の列にありますマイナポータルとは、マイナンバーカードを活用し、オンライン申請や行政機関等が保有する自身の情報の閲覧・取得などができるサービスです。このマイナポータルについては、マイナポータルを通じたオンライン手続を推進するため、現在、デザインの見直しや入力フローの最適化等が進められているところです。

10ページは、先日成立しましたデジタル改革関連法案の全体像を示したものです。デジタル社会の形成に関する施策を実施するため、例えば、郵便局においてマイナンバーカードの電子証明書の発行・更新等を可能にすることや、マイナンバーカードを持つ住民の方が転出する際、事前にマイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行うことにより、転入時の来庁のみでの手続きを可能とすることなど、所要の整備が行われております。

11 ページは、健康保険証利用に向けた取組状況となります。健康保険証につきましては、従来の紙の保険証も発行されますが、マイナンバーカードでも医療機関の受診が可能となるものです。これには、マイナポータルにて初期設定を行う必要があります。メリットとしましては、資格確認が確実に行えることや、医師や薬剤師が特定健診や薬剤情報を確認できるようになること、確定申告時の医療費情報も自動で作成され、領収書の添付が不要になることなどがございます。なお、当初は、令和3年3月から本格運用が開始される予定でしたが、プレ運用開始時に諸般の課題が見つかったことから、現在はプレ運用が継続され、本格運用は、10月までに開始することとなっております。

12ページから14ページは、「マイナポイントを活用した消費活性化策について」です。これは、消費税増税に伴う経済対策とマイナンバーカードの交付促進、キャッシュレス決済の推進を目的とし、QR決済やクレジットカード決済、ICカードへのチャージ時に国費による25%のプレミアムポイントが付与されるものです。上限はひとり、20,000円の決済につき、5,000円までとなっており、9月30日がマイナポイントの申し込みの期限となっております。

また、14ページにございますように、決済サービス事業者との

連携により、自治体が子育て支援、地域振興等に関する多様なポイント給付施策を実施する自治体マイナポイント事業について、 今年度いくつかの団体でモデル事業を行い、今後の全国展開を計画しております。

以上でマイナンバー制度に関する報告事項の説明を終わります。

【質疑応答】

〇麻生会長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明に対して、御意見、質問などございま したらお願いいたします。

〇西垣委員

御説明ありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症の影響が生じてから一年半位、経過し、その間に在宅ワークが増えている状況ですけれども、住基端末の操作が職員の在宅から仕事ができるようになりますと、必要となるセキュリティの考え方も変わってきます。

従前どおりであれば、これまでの対策でよろしいかと思いますけれども、職員による住基端末操作に関するワークスタイルの変更があるのであれば、それに伴い、セキュリティ対策をどう変更されているのか御確認させていただきたいです。

〇事務局

これまでどおり、住基ネットの利用につきましては、県庁では 市町行財政課、事務所でいいますと財務事務所、土木事務所など の限られた所に設置されている専用端末のみでの操作が可能とな っており、操作の際には、静脈認証を行い操作することとなって おります。

〇西垣委員

以前からの方法から変更されておらず、セキュリティ対策やルールの変更も無いということですね。

○事務局

はい。変更はございません。

〇西垣委員

ありがとうございました。

〇麻生会長

他にございますか。

〇西垣委員

マイナンバー制度の運用状況について、資料8ページに情報保

有機関A、Bがありますが、こちらは具体的には何を示すものになりますか。

○事務局

国の機関であろうかと思います。そのため、こちらには、ハローワークや年金機構等の組織が該当するかと思います。

〇高橋委員

住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について、6ページと7ページについてですが、本人確認情報には、基本的に個人情報が含まれますので、職員研修とか内部監査は本人確認情報についてされていると思いますが、個人情報一般については、別の形で行っているのでしょうか。具体的には、個人情報保護条例の対象となる情報とか、その研修とか内部監査は、本人確認情報とは、別に行っているのでしょうか。

〇事務局

個人情報保護条例は、県の法務文書課が所管しておりまして、 そちらで、監査、研修等を行っているところでございます。

〇山岸課長

補足させていただきますと、個人情報保護につきましては、従 前から対策を講じておりますけれども、住基ネットにつきまして は、特に厳しくしておりまして、本人確認情報保護の審議会を法 律上、持つことになっていたり、研修をやっていたり、監査も県 の監査のみならず、市町の監査についても県が入るということで、 しつこいくらい徹底したセキュリティ対策を講じているというの が住基ネットでございます。

平成14年の8月の稼働当時、私も担当をやっておりましたが、 全国的にも裁判とか、市町村に対する異議の申立てとか、県に対 する審査請求とか何件もございまして、本県も最高裁までいった 経緯もございます。そのくらい、個人情報、住民基本台帳の情報 に対する世間の目というのは厳しかったのですけれども、おかげ さまで、厳しいセキュリティ対策を講じていることから、安定的 な稼働を続けているという状況でございます。以上です。

〇下位委員

マイナンバー制度の運用状況について、2ページですが、都道 府県で防災関係、被災者支援金等というのがありますが、実は、 このような交付金や助成金は、世帯主に支払われてきました。東 日本大震災のときに住居が壊れ、交付金が支給されたとき、それ を夫が全部持って逃げ家族が困ったという例がありました。これ は、男女共同参画を推進する上で、女性や子供の貧困問題として 大切なことですので、今後、マイナンバー制度を使って、世帯ではなく個人に支援金が入る方向に進んでいくといいなと思っています。

〇麻生会長

ありがとうございます。

今のお話は、法律レベルの話になるのだと思いますけれども、 児童手当などもそういった観点から、最近、運用の方も大分柔軟 になってきているのかなと思います。

先ほど、研修が新型コロナウイルス感染症の影響で集まってできなくなっているというお話がありましたけれども、新型コロナウイルス感染症による影響で最近いろいろなことが、今までやってきたことがやらなくなってしまうという風潮が少しあるのが懸念されますので、この研修に関しては、代替でやっていらっしゃるということですけれども、画面を通すとどうしても、受け止める方が受け止めにくいというところがあったりしますので、なるべく早くしっかりした研修を再開できるようにしていただきたいなと思います。

皆様、御意見、御質問も出尽くしたようですので、意見を踏ま えて、これからも本人確認情報保護対策を進めていってくださる ようにお願いしたいということでよろしいでしょうか。

なお、マイナンバー制度に関しましては、住基ネットと密接に 関連することから、今後も本審議会に対し最新の情報提供をいた だきますよう、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

では、以上で静岡県本人確認情報保護審議会の議事を終了させていただきます。県の当局におかれましては、引き続き、安全・安心な運用に努めていただき、県民に信頼されるシステムを構築するよう御尽力いただければと思います。

皆様、本日は審議に御協力いただきまして、ありがとうございました。

最後になりますけれども、事務局の方から連絡事項がございま したらお願いします。

〇事務局

特にございません。

【閉会】

〇山岸課長

本日は、御審議いただきまして、ありがとうございました。また、知事からの諮問に対しまして、答申いただきまして、ありがとうございます。

	その他、多くの御意見を頂戴いたしまして、今後の住基ネット
	の運営、また我々の施策の展開に活かしていきたいと考えており
	ますので、引き続き御協力をいただきますよう、よろしくお願い
	いたします。本日は、どうもありがとうございました。
1	